

基安安発 1221 第 2 号
平成 24 年 12 月 21 日

関係団体あて

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

水産食料品製造業における労働災害防止対策の徹底について

休業 4 日以上労働災害発生件数は、2 年連続で増加しており憂慮すべき状況にありますが、本年も 9 月末時点における速報ベースで増加傾向にあり、このまま推移すれば 3 年連続の増加となるおそれもあります。

このため、9 月 28 日に安全衛生部長名で災防団体をはじめ関係各団体に労働災害防止のための緊急要請を行っておりますが、労働災害の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせるためには、この緊急要請に止まらず、労働災害防止について具体的な取組を進めていく必要があります。

こういった現状を踏まえ、今般、特に労働災害の増加数、増加率が目立つ業種、事故の型について分析を行い、これらの業種、事故の型を中心として、労働災害発生の防止に係る注意喚起を図ることといたしました。

食料品製造業のうち、水産食料品製造業については、別紙 1 のとおり、本年 10 月末時点における速報ベースで対前年 96 件の増 (+13.2%) となっており、これは、食料品製造業に係る業種小分類の中で最大の増加幅となっています。

更に、これを事故の型別に見ると、発生件数の多い方から「転倒」、「はさまれ、巻き込まれ」、「切れ、こすれ」の順となっています。

このため、水産食料品製造業において、発生件数が多く特に注意を要すべき事故の型として、「転倒」、「はさまれ、巻き込まれ」及び「切れ、こすれ」災害に係る労働災害分析結果及び分析結果を踏まえた留意点を別添のとおり取りまとめましたので、会員事業場等に対して周知を図っていただき、これらの事故の型による災害防止を中心とした労働災害防止対策に努めてくださいますよう、お願い申し上げます。

24年10月末時点での食料品製造業災害分析

	事故型	平成23年 10月末時点 (注)	平成24年 10月末時点	増加数	増加率
食料品製造業	(全事故型)	5,753	6,079	326	5.6%
	墜落、転落	403	487	84	20.8%
	転倒	1,604	1,635	31	1.9%
	飛来、落下	231	265	34	14.7%
	はさまれ、巻き込まれ	1,353	1,372	19	1.4%
	切れ、こすれ	903	939	36	4.0%
	動作の反動、無理な動作	400	478	78	19.5%
水産食料品 製造業	(全事故型)	725	821	96	13.2%
	墜落、転落	38	51	13	34.2%
	転倒	212	224	12	5.7%
	飛来、落下	45	52	7	15.6%
	はさまれ、巻き込まれ	188	183	-5	-2.7%
	切れ、こすれ	130	146	16	12.3%
	動作の反動、無理な動作	42	52	10	23.8%

(注)東日本大震災を直接の原因とする災害を除いた数字

資料出所:労働者死傷病報告

1 水産食料品製造業における労働災害の分析結果

(1) 「転倒」による災害

全体の5割強が床や地面で滑って転倒した災害、障害物によりつまずいた災害が全体の2割強となっている。滑って転倒した災害の原因として、床や地面が濡れていたことによるもの、床や地面が凍結していたことによるものがともに3割強となっている。

床の濡れや、床に置いた障害物などによる転倒災害について、災害の概要を確認したところ、少なくとも約4割は4S（整理、整頓、清掃、清潔）を徹底していれば防止できたものと考えられる。

(2) 「はさまれ、巻き込まれ」による災害

機械（食品加工用機械、ロール機、コンベヤー等）及びその一部（機械の駆動部、ベルト、ギア等）にはさまれる、あるいは巻き込まれる災害が全体の7割強を占めている。

これら機械による災害について、作業別にみると、機械の清掃作業中の災害が約3割、機械に付着した魚の骨やヒレ等を除去する作業中の災害が約4分の1、機械の修理・調整・点検中の災害が1割強と、いわゆる「非定常作業」における災害が全体の7割弱を占めている。機械による災害の要因としては、機械を止めないまま点検、修理、清掃等を行って被災した災害が約6割を占めている。その他、機械の誤操作により被災した災害が1割強となっている。

また、工場内を移動中にバックしてきたフォークリフトに轢かれた災害や、機械に挟まった魚を除去するため機械を止めて作業を行っていたところ別の作業員が除去作業中であることに気づかずに機械のスイッチを入れてしまい被災した災害など、作業員間の連絡不備による災害が全体の約1割みられた。

(3) 「切れ、こすれ」による災害

食材の加工・調理中の災害が全体の約7割を占めている。また、機械（食品加工用機械、ロール機、コンベヤー等）及びその一部（機械の刃の部分等）による「切れ、こすれ」災害が7割強を占めている。

機械による災害のうち、バンドソーによる災害が少なくとも3割強を占めている。バンドソーによる災害のうち、その8割以上が、冷凍マグロ等の冷凍魚をカットする作業で手が滑り、バンドソーの刃の部分が手に触れてしまい被災する、というものであった。

食材の加工・調理以外の災害では、機械に付着した魚の骨やヒレ等を除

去する作業中の災害が全体の1割強を占めており、清掃、点検、修理等も含めたいわゆる「非定常作業」における災害が全体の2割強であった。

2 分析結果を踏まえた留意点

(1) 「転倒」による災害

- ア 4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底により、床面の濡れや通路に置いた荷物等、転倒災害につながるリスクを極力排除・低減すること。
- イ 床面を水洗いした場合は、水濡れはすぐに除去するようにすること。
- ウ 履物について、滑りにくいものを使用するとともに、靴底の摩耗状況を確認し、滑り止めの効果が低下しているものは交換すること。

(2) 「はさまれ、巻き込まれ」による災害

- ア 刃物部分のガードを外す等、安全確保の観点から不適切と思われる方法での機械の使用はしないこと。
- イ 機械の点検、掃除、修理等、非定常作業を行う場合には、機械を止め、確実に停止したことを確認してから作業を行うこと。
- ウ 機械に魚の骨やヒレ等が付着したような場合に、これを除去する作業（以下「除去等作業」という。）は、通常の作業中に発生するケースもあり、特にそういうケースにおいては機械を止めずに作業を行ってしまいがちであるが、本来、除去等作業は機械を止めてから行うべき作業であるため、機械を止め、確実に停止したことを確認してから作業を行うこと。

(3) 「切れ、こすれ」による災害

- ア 刃物部分のガードを外す等、安全確保の観点から不適切と思われる方法での機械の使用はしないこと。
- イ 機械の点検、掃除、修理等、非定常作業を行う場合には、機械を止め、確実に停止したことを確認してから作業を行うこと。
- ウ 除去等作業は、通常の作業中に発生するケースもあり、特にそういうケースにおいては機械を止めずに作業を行ってしまいがちであるが、本来、除去等作業は機械を止めてから行うべき作業であるため、機械を止め、確実に停止したことを確認してから作業を行うこと。
- エ バンドソー等を使用しての冷凍魚の加工・整形作業については、冷凍魚が滑ったはずみでバンドソー等の刃部分に手等が触れるリスクがあることに留意し、バンドソーの歯の切断に必要な部分以外の部分に覆いを設けること。更に、メッシュ手袋等の保護具を着用する等、リスクの低減を図ること。

(4) その他

現在行っている作業についてのリスクアセスメントを実施すること。特に、機械を使用する作業について、使用する機械等のリスクアセスメントを実施し、その作業におけるリスクを特定し災害防止対策を講じること。

労働災害を防止するためのポイント

1. 機械による「はさまれ、巻き込まれ」災害や「切れ、こすれ」災害を防止するには…

- ☆ガードを外した状態で作業を行う等、本来の状態でない形での機械の稼働、使用はやめましょう
- ☆機械の点検、掃除、修理をする場合には**機械を止め、確実に停止したことを確認してから**作業しましょう
- ☆機械に付着した魚の骨やヒシ、汚れ等を除去する場合にも**機械をきちんと止めてから！**
- ☆冷凍魚をバンドソーなどの切断、切削用の機械で加工する際には、**冷凍魚の滑りに十分注意するとともに、メッシュ手袋等、手先を保護するものを着用**しましょう
- ☆機械による災害は**重篤度が特に高い傾向があり、重大な障害が残る可能性もある**ので、機械の取り扱いには細心の注意を払いましょう

2. 「転倒」災害を防止するには…

- ☆濡れた床は滑りによる転倒災害の温床になります
- ☆通路や作業場に余計な荷物、台車等を放置していると、**つまずいたり踏んだりして危険です！**
- ☆**4S(整理、整頓、清掃、清潔)を徹底して**、滑りや荷物へのつまずきによる転倒災害のリスクを下げましょう
- ☆**床面を水洗いした後は、水濡れの除去を徹底**しましょう
- ☆**履物は滑りにくいものを使用するとともに、靴底の摩耗状況をチェックし、摩耗が進んだものは取り替え**ましょう
- ☆「たかが転倒、されど転倒」。平均休業日数は**1か月を超えます**